

消 防 国 第 3 号  
消 防 運 第 1 号  
令 和 7 年 1 月 7 日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護室長  
消防庁国民保護運用室長  
( 公 印 省 略 )

### 全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について

平素より全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の運用及び整備に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、能登半島地震等、大規模な自然災害が頻発しており、住民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、Jアラートによる災害情報の伝達についても、確実に推進する必要があります。

気象庁および国土交通省水管理・国土保全局では、シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、「防災気象情報に関する検討会」を令和4年1月から開催し、令和6年6月18日に最終取りまとめ報告書を公開しました。この最終とりまとめを踏まえ、令和8年度出水期を目処として、防災気象情報全体の体系整理と個々の情報の見直し、および受け手側に立った情報の改善が実施される予定です。

これを受けて、Jアラートにあっては、今後、地域単位で細分化して情報を配信できるようにするためのシステム更改を予定しているところであり、新型受信機（別添「全国瞬時警報システムの次期受信機に係る情報提供について（令和5年7月14日消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室事務連絡）」参照）についてもシステム更改に対応できるよう機能強化を図っております。

このため、別添事務連絡にて令和7年度から新型受信機へ移行いただくことを想定している旨周知しておりましたが、Jアラートの新型受信機の整備時期や活用できる財政措置は以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

なお、貴職におかれましては、下記の事項にご留意の上、市区町村等へのご助言等に取り組んでいただきますように、貴都道府県内の市区町村及び消防本部に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 事業内容等

都道府県、市区町村及びJアラート受信機を設置している又は設置予定の消防本部におかれましては、令和7年度までに、防災気象情報の体系整理を踏まえた運用変更に対応可能な新型受信機を整備頂きますようよろしくお願いいたします。

## 2. 地方財政措置

令和7年度までのJアラートの新型受信機の整備に要する経費について緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象とすることとされています。

担当：消防庁国民保護室・国民保護運用室  
白井係長、大西、佐藤、吉井、田中、辰巳  
電 話：03-5253-7551  
電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp

別添

事務連絡  
令和5年7月14日

各都道府県国民保護担当課 御中

消防庁国民保護・防災部  
防災課 国民保護室

### 全国瞬時警報システムの次期受信機に係る情報提供について

平素より全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用及び整備に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在運用されている受信機は導入から5年以上が経過し、構成部品の老朽化等に伴う故障件数が増加していることにより、緊急情報の住民伝達に支障を来すことが懸念されることや、現行受信機の故障によるサポートが不能となることから、この度、次期受信機の導入に取り組むことといたしました。

以上のことから下記スケジュールのとおり、令和5年度中に消防庁で次期受信機ソフトウェア及びハードウェア要件定義書を作成し、このソフトウェアを搭載した次期受信機が令和7年4月頃より各メーカーから販売されることとなる予定です。

なお、現在運用している受信機のソフトウェアについても、サポートが継続される期間は限定的である予定のため、令和7年度から令和8年度にかけて次期受信機へ移行いただくことを想定しております。その際には、各地方公共団体において予算措置等を要することとなるため、計画的な対応への配慮をお願いします。

については、貴都道府県内の市区町村へもこの旨を周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 スケジュール

令和5年度：消防庁で次期受信機ソフトウェア及びハードウェア要件定義書を作成

令和6年度：各メーカーが次期受信機を開発

令和7年度：各メーカーから次期受信機が販売開始

#### 2 地方財政措置

Jアラート受信機の更新については、現在、防災対策事業債の対象となっています。

担当：消防庁国民保護室・国民保護運用室  
関根係長、吉田、岸、佐藤、吉井、山本  
電話：03-5253-7551  
電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp